

防衛庁

特例事項	管理コード	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置分類」の見直し	「措置内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和(小規模に点在する土地(国有地)の集約化のための交換)	2100010	移転補償により買入れた土地については、国有財産法第18条第1項に基づき、交換することができない。	国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第1項	D-1	-	国としては、小規模に点在する移転補償により買入れた土地を集約化し、国有財産の効率的かつ適正な管理を図るため、国有財産法第27条の規定に基づき、第2種区域内に所在する当該土地を同区域内に所在する土地と交換することが可能。					1003010	石川県小松市	飛行場周辺経済振興特区
移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和(民間への貸付に当たっての堅固な建造物の設置)	2100020	移転補償により買入れた土地については、国有財産法第18条第3項等に基づき、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において、有償で使用を許可することができる。	国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項 国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号) 飛行場等の周辺に所在する行政財産を管理上及び地元住民対策上使用許可する場合の範囲等について(平成5年3月31日施本第249号)	D-1	-	国としては、移転補償により買入れた土地について、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において、かつ、当該土地の管理上及び地元住民対策上の観点から、国以外の者に堅固な建造物の剛柔にかかわらず有償で使用許可が可能。	提案内容に沿って申請されれば許可されるものと解してよいか回答されたい。	移転補償により買入れた土地の用途又は目的を妨げない限度において、かつ、当該土地の管理上及び地元住民対策上の観点から、国以外の者に堅固な建造物の剛柔にかかわらず有償で使用許可が可能。			1003020	石川県小松市	飛行場周辺経済振興特区
	2100050	移転補償により買入れた土地については、国有財産法第18条第3項等に基づき、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において、有償で使用を許可することができる。	国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項 国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号) 飛行場等の周辺に所在する行政財産を管理上及び地元住民対策上使用許可する場合の範囲等について(平成5年3月31日施本第249号)	D-1	-	国としては、移転補償により買入れた土地について、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において、かつ、当該土地の管理上及び地元住民対策上の観点から、国以外の者に堅固な建造物の剛柔にかかわらず有償で使用許可が可能。							1218040
移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和(堅固な建造物の設置を含む広場等に係る無償使用許可)	2100030	移転補償により買入れた土地については、 ①国有財産法第18条第4項及び同法第19条において準用する同法第22条の規定等に基づき、地方公共団体が当該土地を道路、水道又は下水道等の用に供する必要があるときは、無償で使用を許可 ②防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条の規定等に基づき、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、無償で使用を許可することができる。	国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第4項、第19条、第22条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第7条 周辺財産の無償使用許可等の取扱いについて(平成15年1月17日施本第39号)	D-1	-	国としては、三沢市からの具体的な要望事項である堅固な建造物の設置を含む「三沢市ファミリースポーツ広場」等に係る無償使用許可については、防衛施設の運用の障害とならないなど一定の要件を満たすのであれば、無償で使用許可が可能。	提案内容に沿って申請されれば許可されるものと解してよいか回答されたい。	堅固な建造物の設置を含む広場等に係る無償使用許可については、防衛施設の運用の障害とならないなど一定の要件を満たすのであれば、無償で使用許可が可能。			1218020	三沢市	三沢にぎわい創造特区

防衛庁

特例事項	管理コード	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置分類」の見直し	「措置内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和(公共団体がある施設の経営からあげた収入が、一時的に当該施設の維持管理費用を超過した場合、無償貸付不可)	2100040	移転補償により買入れた土地については、国有財産法第19条において準用する同法第22条第2項の規定に基づき、公共団体における緑地、公園等の施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、無償貸付を行うことができない。	国有財産法(昭和23年法律第73号)第19条、第22条第2項	D-1	-	国としては、ある期間において、公共団体がある施設の経営からあげた収入が、一時的に当該施設の維持管理費用を超過しても、それだけでは当該施設の経営が利益をあげる場合に該当すると解する必要はなく、相当期間にわたって経常的に相当の額の利益をあげ、これが一般財政上の財源となるような場合等無償貸付の趣旨に反する程度に至った場合に、はじめて当該施設の経営が利益をあげる場合に該当すると解しているところ。					1218030	三沢市	三沢にぎわい創造特区